

北海道議會時報

第3卷 第7號

目次

議會の動き.....	1	• 第十國會成立法律解説	
• 常任委員會		△ 地方税法の一部改正	
會 合.....	3	△ 地方公務員法の制定等に伴う	
• 全國都道府縣議會事務局參與會		關係法律の整理に關する法律	
• 全國都道府縣議會議長會幹事會		△ 社會福祉事業法	
資 料.....	3	△ 生活保護法、兒童福祉法及び	
• 電氣料金の値上げ問題		身體障害者福祉法の一部改正	
• 電氣料金値上反對に關する意見書		△ 漁業法等の一部改正	
• 道における審議諮問機關等調		△ 漁船法の一部改正	
• 道における定期刊行物調		△ 農林物資規格法の一部改正	
		△ 港灣法の一部改正	
		△ 河川法の一部改正	
		△ 土地收用法の全面改正	
		△ 道路運送法	
		△ 道路運送車輛法	
		△ 自動車抵當法	
		△ 港灣運送事業法	
		△ 森林法の全面改正	
		△ 國有林野法の全面改正	
		△ 國有林野整理臨時措置法	
		△ 家畜傳染病豫防法の全面改正	
		△ 産業教育法	
		• 第十國會提出法律案經過表	
雜 錄.....	24	• 行政機構の合理化について	
		• 地方行政疑義問答	
圖書室だより.....	32		

北海道議會事務局

北海道議會時報第3卷第7号(昭和26年)

議會の動き

常任委員會

▲水産委員會

○六月二十三日午前十時第一委員室で開議、水産部長より、所管事務の全般及び追加豫算の概要について、水産、漁政、漁業制度の各課長及び水産試験場長、水産孵化場長、水産物検査所長より、各所管の事務分掌についてそれ／＼説明、これらに對する質疑應答があり、次で水産部長より、さんま漁業制限、漁業制度改革、漁業權等の補償事務の概要、孵化場の擴充計畫等について説明、これらに對する質疑應答があつて午後六時三十分散會。

▲農政委員會

○六月十三日午前十一時三十分第一委員室で開議、福田副知事（農地部長事務取扱）より、農地部所管事務の概要について、經濟部長より、經濟部所管の重點施策について、農地、調整、農業協同組合、農政、畜産、農業改良、食糧、資材調整、競馬の名課長及び代理より、それ／＼所管事務分掌について説明を聴取して午後二時三十分散會。

▲商工委員會

○六月十九日午前十時二十五分第一委員室で開議、商工部長より、商工行政及び政策の構想について、工務、商工振興の兩課長より、所管事項及び重要事項並びに新規計畫のもの等について、それ／＼説明を聴取、これらに對する質疑應答があつて午後零時三十五分休憩、午後一時三十五分再開、山田北海道電力株式會社社長より、電力料金を改訂せんとする理由につき説明を聴取、これに對する質疑應答があつて午後三時十五分休憩、午後三時二十五分再開、商工部長より金融問題について、田中道信保常務理事より、北海道信用保證協會の業務狀況についてそれ／＼説明を聴取、次で北

海道工業試験場長より、試験場の概況及び重要事項並びに新規計畫のもの等について説明を聴取、これに對する質疑應答があつて午後五時散會。

○六月二十日午前十時四十五分第一委員室で開議、交易觀光課長より所管事項及び重要事項並びに新規計畫のもの等について説明を聴取、これに對する質疑應答があり、商工部長より、北海道における石炭需給の概況及び煖房用炭確保対策について説明があり、煖房用炭確保要請運動のため、委員を上京派遣せしめることを決定、次いで商工部長より、今後の狀況に應じて必要のできた場合に對處するため北海道煖房用炭確保対策委員五名、北海道鑛業振興委員七名、北海道電力對策協議會委員三名、北海道信用保證協會業務審議會委員三名をそれ／＼推薦されたき旨の要請があつて午後零時三十分休憩、午後一時十分再開、商工部長より要請のあつた各種委員の推薦方について協議、その結果委員長指名選任のことに決し、電力對策協議會委員に長澤（社會）、三室（自由）、四十榮（民主）、信用保證協會業務審議會委員に西村（社會）、宮坂（民主）、徳中（自由）、鑛業振興委員會委員に長澤（社會）、佐藤（農協）、岩田（自由）、坂本（自由）、窪田（公正クラブ）、山内（勞農）朝日（農協）、煖房用炭確保對策委員に森川（社會）、武田（農協）、坂東（浩）（公正クラブ）、三室（自由）、四十榮（民主）の各委員をそれ／＼指名した。次いで電氣料金改訂について協議の結果、電氣料金値上についてはこれが反對の意見書を關係方面に提出することを決定して午後二時五十分散會。

▲開拓委員會

○六月二十七日午前十時四十分第一委員室にて開議、開拓部長より開發機構の諸問題について中央との折衝經過及び結果並びに昭和二十七年年度豫算要求の重點構想についての説明を聴取、質疑應答のち、開拓部次長、拓務課長より夫々昭和二十六年年度道、國費豫算についての説明を聴取、質疑應答あり、ついで道内開拓地狀況調査のため根釧地方に委員を派遣することとを決定して午後四時二十五分散會。

▲土木委員會

○六月二十六日午前十一時第一委員室で開議、北海道開發法一部改に伴う請願、陳情の取扱について協議、その結果一應従來通り受理審査を行うことに決定、管理、道路、港灣、河川、土地改良、都市計畫の各課長より、二十六年事業豫算の概要についてそれ／＼説明を聴取、これらに對する質疑應答があり、次いで留萌地方の土木施設状況の現地調査を實施することを決定して午後四時散會。

▲建築委員會

○六月二十八日午前十時四十分北海道町村會館二號室にて開議、建築部長より部設置の經過と建築行政の現況について説明を聴取、ついで建築指導課次長、工營課次長、住宅課次長より夫々所管の事務分掌及び事業の經過並びに二十六年事業豫算の概要について説明を聴取、これに對する各委員の質疑應答があつたのち、建築基準法の施行状況調査のため、苫小牧、室蘭、函館各市に委員を派遣することを決定して午後零時三十五分散會。

▲議會運營委員會

○六月十七日午後二時三十分第一委員室で開議、知事より、開發行政分離に關しその後の中央折衝状況及び法改正に伴う諸般の事務處置に關する政府に對する覺書（左記の通り）について説明、次期道議會招集について意見の交換があり一應七月十四日招集のことを聴き置き、直ちに議會運營委員會の運營方針について協議にはいり、提示の資料により次回委員會に各委員意見（案）を持寄り審議決定することを申合せ、併せて運營の万全を期するため國會の事例視察を申合せた。次で開發局設置に伴い議會開發審議會存置問題を協議、その結果細部機構運營方途については更に検討することとし審議會は存置することに決定、又農政委員會より諒解事項として申入れの寒冷地單作地帯に對する國費助成折衝委員派遣の件を諒承して午後六時五分散會。

◇北海道開發法改正法の施行に伴う覺書

北海道開發法（以下法という）は昭和二十六年七月一日より施行されることになつたのであるが、法による北海道開發行政機構の畫期的な大變革に伴う諸般の事務を圓滑に處理し、北海道開發行政の進展に寄與するため關係者の間において次の事項を了解し、誠意をもつて實行するものとする一、昭和二十六年度において國及び北海道は法の施行による事業實施上の混亂と遲滞を避けるため昭和二十七年三月三十一日まで次の事項について現狀を維持すること。

1 職員の配置及び事務分掌

但し課長、部長等特別の事情あるものの命免は此の限りでない。

2 廳舍、官舍、公宅其の他諸施設の使用管理

3 機械器具、物品其他の使用管理

二、國及び北海道の開發行政事務の配分については、地方行政調査委員會の勸告を尊重し、將來慎重に検討するものとする。

三、道路法、河川法、港灣法、漁港法、都道府縣災害土木國庫負擔に關する法律其の他の關係法令及び慣行による北海道開發のための財政負擔の特例を尊重する。

四、北海道開發公共事業費豫算の編成及び實行については道の意見を聴きこれを尊重すること。

五、法の機構改革のため生ずべき昭和二十六年度及び昭和二十七年以降における北海道の負擔増嵩に對しては國において財政措置を講ずること六、法の機構改革による北海道開發局と北海道の人事については關係者間の協議によること。

七、自治法附則第八條及び自治法施行規程第七十條に基づいて置かれる開發關係職員を將來道吏員に身分の切替を要する場合は、自治法附則第五條及び自治法施行規程の定むるところに準じた法的措置を講ずること。

昭和二十六年六月 日

北海道開發廳長官
運輸大臣
農林大臣
建設大臣
經濟安定本部長官

大藏大臣
地方自治廳長官
地方財政委員會委員長
北海道知事

會 合

▲全國都道府縣議會議長會參與會

○六月一日東京都において、全國都道府縣議會議長會參與（幹事縣事務局長）會が開會せられた。先ず全國議長會々長よりあいさつがあり、同事務局より議長會事務局分掌、全國議長會要覽編さん、議員名鑑、職員名簿、中央官廳等案内等の刊行について報告、ついで次の事項について研究協議を行つて閉會した。

研究協議事項

- (一) 議長會の初會合について
- (二) 議長會の運営について
- (三) 資料事務の組織化と運用について
- (四) 昭和二十六年度收支見積書について
- (五) 政府刊行物の配付先について
- (六) その他について

▲全國都道府縣議會議長會幹事會

○六月二十日、二十一日の兩日東京都において開催、先ず坂下全國議長會事務局長より諸般の

報告があり、菊地會長（東京都議長）より、あいさつがあつて、次の事項について協議を行い散會した。

協議事項

- 一、皇太后陛下崩御弔詞（案）について
- 二、昭和二十六年度定例会開催について
- 三、本會推薦各委員（地方自治委員、地方行政調査委員會專門調査員、教育委員會制度協議會委員）の改選について
- 四、公職選舉法改正について
- 五、本會の運営について

資 料

▲電氣料金の値上げ問題

昭和二十六年五月一日、日本發送電（株）、全國九配電會社は電氣事業の經濟民主化の一環として過去十二年間の國家管理から脱却して、企業再編成令による私企業として新たに左の九電力會社が発足した。

東京電力（株） 關西電力（株） 中部電力（株）
北陸電力（株） 北海電力（株） 東北電力（株）
中國電力（株） 四國電力（株） 九州電力（株）
この九つの新電力會社は七月一日から全國一せいに現行電氣料金を値上げすることに方針を決定し、五月十八日正式に中央の公益事業委員會に認可申請を行なつた。

値上げ率は、電力會社の案によると全國平均で七割となつてゐるが、公益事業委員會は平均五割を主張しており、従つて料金認可決定には公聽會などを経て最終決定を見ることになるのであるが、先ず値上げの理由は料金の適正化を

はかり他物價（昭和九年を一〇〇とすれば二一七）に現行料金（昭和九年を一〇〇とすれば六七）をさや寄せるとともに正常な資産償却を行うためであるが、左に値上げの内容を記載する。

値上げの内容

現行料金と値上料金をくらべて全國を平均すれば七割五分程度の値上げで各會社別によると東京電力六割六分、東北電力六割九分、中部電力七割三分、關西電力七割五分、北陸電力七割六分、九州四國電力八割九分、北海電力七割五分程度である。

しかし、これは各會社の収入面から見た値上げ率であるが、實際の消費者側から見た場合によると、家屋電燈は全國平均で五割程度、大口電力は全國平均二十割程度の値上げとなるのである。

電氣料金の地域差

九電力會社の地域差は發足當時は現狀と變えない方針であつたが、各社の資産内容が異るうえ、原價主義をとつたので水力の豊富な地域、例えば東京と火力地域例えば北海道、九州、中國などの地域差は現行料金制度の場合よりも若干擴大することになる。

しかし地域差をこれ以上擴大せぬよう調整金制度を採用し、水力の常時出力一キロワットに

つき年間三千四百圓を徴收し火力發電一キロワット時につき一圓五十八錢を補給する。

アンペア制の採用

九電力會社のうち東京と關西は家庭電燈などはキロワット制をやめアンペア制を採用するが差當り東京はメートル契約のものだけ適用し、大阪は定額の契約だけにそれぞれ適用する。

しかし、この場合は電力を多く使えば少ない場合に比して比較的安くなるという矛盾があるので他の七社は實施すべきかどうかを目下研究中である。

制當制度と契約制度

産業用電力の制當制度を廢止して契約制度とし、その契約量を超えたとその分の二〇%ないしは四〇%（各會社で異なるが）を除いた超過量につき追加料金をとる。

たゞしこの點については、安本は制當制度を施行する方針なのでなお未定である。

北海道の場合

本道民の生活に、事業に、深い關係を持つ電氣料金が各種平均して七割區分の値上げを行うとする北海道電力（株）の説明によると次の點に要約される。

一、電氣料金の水準

昭和十年を基準として昭和二十五年の實績よ

りその値上率を算出すると次の通りである。

需用種類	昭和十年度		昭和二十五年度		十年對比倍數
	一キロ時當り料金收入	一キロ時當り料金收入	一キロ時當り料金收入	一キロ時當り料金收入	
從量電燈	〇・二六	六・三六	〇・二六	六・三六	二・五九
小口電力	〇・一五	七・三	〇・一五	七・三	四・五
大口電力	〇・〇七	二・六	〇・〇七	二・六	五・六

現在の電氣料金の水準は他の公益事業的資材に比較すると特に低く最もウエートの重い石炭は、昭和十四年屯十二圓したもののが本年四月には五千圓を上廻り四二〇倍の騰貴となつて居り、また電氣事業に最も關係の深い主要資材の鐵鋼七二〇倍、電柱五三〇倍、銅線四一六倍、セメント三三〇倍等何れも大幅の騰貴を示して居り、而もこれらの資材を大量に使つた電氣事業は、戦前最も安かつた昭和十年札幌地區の電料金を基準にとつてもメートル制電燈が三五、九倍小口電力が四一、五倍大口電力が五三、六倍に上つたに過ぎず他物價の値上り率に比較すると僅かに十分の一であるので、これでは到底満足な事業設備の維持が困難であり、サーピスも十全を缺くことになる。

二、電力原價

(1) 燃料費

電力事情が極めて悪いので早急打開のため砂川、江別等の新鋭火力發電所を増強したその結果昭和二十三年と對比すると昭和二

十六年度は總電力に於て三割五分の増強となる。その大部分は火力で、火力發電電力量は實に四倍強となり、従つて燃料費のみでも十四億圓以上の増嵩となるのである。

ロ 資産再評價に依る減價償却

再評價法の實施に伴い、法規上評容される限度に於て再評價を行い以て減價償却を適正にすると北海電力（株）の固定資産は百七十二億圓になり、十億圓余の減價償却を必要とするのである。

ハ その他の原價

從來原價に織込まれて居らない固定資産税設備擴充に依る支拂利息の増加、物價騰貴に依る修繕費等の増加であるが、燃料費の増加と再評價の實施が今回電氣料金を變更するに到らしめた二大原因である。

三、電氣料金變更の影響

業種	現行料金	原價中電力費の占める割合	改正料金
鑛山鑛練	五〇・二五	九〇・三五	五五・五五
石炭	二四・〇〇	七三・八〇	三〇・五五
機械	一・〇〇	一・四三	一・四三
紙パルプ	三・四〇	七・七四	一・四三
セメント	六・八〇	七・一八	一・四三
織維	〇・八〇	一・四五	一・四三
食料品	〇・三〇	〇・七四	〇・七四

一般生計費に及ぼす影響は現行料金では昭和二十五年八月一、三八パーセント昭和二十六年二月二・三六パーセントのものが、變更後は二・四〇、三・一六パーセント夫々生計費に占めることとなる。

四、電氣料金變更後の事業運営

（イ）健全經營となるので老朽設置の改善ができること。

（ロ）適正電壓の保持、事故停電の減少と相俟つてサービスの向上をはかること

・ 各方面の信憑性を高め、擴充用資金の獲得に便益がある

（ハ）電源増強工事は一段と活潑化すること

（ニ）確實な電力を多量に供給し得ること

（ヘ）各種産業の復興發展に寄與すること

以上仕上の概要であるが道議會商工常任委員會としても六月二十日の委員會に於て、これを探りあげ慎重に研討の結果左の委員會意見書を決定關係方面に提出した。

電氣料金値上反對に關する意見書

北海道電力株式會社はこのたび公益事業委員會に對し電氣料金に關し七割値上げ案を申請しているが、このような大幅な値上げは、本事業が公益事業であり基礎産業であるところより、これが他のあらゆる生産財、消費財の價格の高騰を招來することは明かであり、あまつさえ經濟不振に苦惱する道民生活に著しい脅威を與え

る許りでなく本道總合開發の一大障礙となり、これが影響は本道の政治、經濟、文化等に大きな障害を及ぼすものであるから、この際合理的で適正なる料金改訂をするよう措置せられたい

理由

一、このたび公益事業委員會に七割の値上げを申請された電力會社の考へ方はあまりにも營利本位であり電氣事業が重要な基礎産業であることは認めておりながら、これが公益事業であることを輕視しているものと言わなければならない。

またこの値上率の決定に當つては、資産の再評價を限度一ぱいに行い、しかも定率法により減價償却費を算出するようなことは、他の企業との振合から言つても決して適當とは云えない。

二、電氣事業が基礎産業であるところよりして電氣料金のこのような大巾値上げは他のあらゆる生産財及び消費財價額の上昇を招來し、道民負擔の増加は必至となりあまつさえ一般物價の高騰に苦惱する道民生活に著しい脅威を與へることとなり、延いては本道のあらゆる産業面に大きな障害となるのである。

▲道における審議諮問機關等調（各部課所屬）

昭和二十六年四月一日現在

- A 法律により設置されたもの
 B 政令により設置されたもの
 C 勅令省令により設置されたもの
 D 覺書、通牒により設置されたもの
 E 道の條例、規則、訓令、訓告示、達、指令により設置されたもの
 F その他

A 法律により設置されたもの

名	稱	所屬部	課名	設置根據	備考
新給與實施本部		總務部	人事厚生課	昭三 法律五號	
地方職員共濟組合北海道支部選管審議會		地方課	昭三 法律六號		
北海道選舉管理委員會		人事厚生課	昭三 法律七號		
北海道的私立學校審議會		醫務課	昭三 法律三五號		
公的醫療機關連管審議會		醫務課	昭三 法律三七號		
あん摩はりきゆう柔道整復、營業北海道地方審議會		藥務課	昭三 法律三五號		
北海道地方醫療機關整備審議會		藥務課	昭三 法律二五號		
北海道溫泉審議會		環境衛生課	昭三 法律三三號		
北海道的地方食品衛生調查會		保健指導課	昭三 法律二五號		
北海道優生保護審議會		藥務課	昭三 法律二五號		
地區優生保護審議會		藥務課	昭三 法律二五號		
北海道醫藥品等配給諮問委員會		社會課	昭三 法律一九號		
民生委員審議會		社會課	昭三 法律一九號		
北海道兒童福祉審議會		兒童課	昭三 法律二六號		

B 政令により設置されたもの

北海道災害救助對策協議會	援護課	昭三 法律二六號	
北海道國民健康保險審議會	保險課	昭三 法律二六號	
社會保險醫療協議會	職業安定課	昭五 法律四七號	
北海道地方職業安定審議會	勞政課	昭三 法律一四號	
北海道地方勞働委員會	勞務課	昭三 法律一四號	
北海道農業共濟保健審議會	食糧課	昭三 法律二六號	
北海道農業調整委員會	漁業制度課	昭三 法律二六號	
海區漁業調整委員會	水產部	昭三 法律二六號	
内水面漁場管理委員會	漁政課	昭三 法律二六號	
北海道漁業權補償委員會	調整課	昭三 法律四七號	
北海道農地委員會	農地部	昭三 法律四七號	
北海道建設業審議會	管理課	昭三 法律二〇號	
北海道土地收用審議會	道路課	昭三 法律二〇號	
土地區畫整理委員會	土地改良課	昭三 法律一九號	
補償審査委員會	計畫課	昭三 法律一九號	
北海道屋外廣告物審議會	都市計畫課	昭三 法律一八號	
北海道建築審議會	建築指導課	昭三 法律二〇號	
北海道建築士審議會	建築部	昭三 法律二〇號	
北海道職員委員會	總務部	昭三 政令七號	
北海道教職員適格審議會	人事厚生課	昭三 政令三號	

北海道身障障害者福祉審議會	民生部	昭五	政令三號	昭五 法律二號
北海道薪炭林等委員會	農地部	調 整	昭三 政令三號	
北海道開拓審議會	開拓部	拓 務	昭四 政令空號	
北海道地方森林會	林務部	林 業	昭四 政令三三號	
		課		

▲道における定期刊行物調（各課内に事務所を置く團體を言む）

昭和二十六年二月二十日現在

名	稱	體裁	内 容	同發 數行	部 數	發行課（團體）名	主 配 付 先
道政	だより	タブ半截四頁	道政全般を廣く道民に知らせる	二回	一五〇、〇〇〇	弘報課	全道民
かべ	新開	B半截	道政を續によつてわかりやすく知らせる	〃	一三、〇〇〇	〃	〃
旬刊	弘報	B五二〇頁	弘報擔當者の參考紙	三回	一、〇〇〇	〃	支廳、市、町村、廳内、各部課
早	起	B六三—六頁	農業放送原稿集	一回	八〇〇	（弘報課） （農業課） （児童課） （婦人課） （青少年問題協議會）	支廳、道内農業普及員、全道市町村、高、中、小、學、校、道、方、教、育、委、員、會、事、務、局
こども	を護る	タブ四頁	青少年問題協議會機關紙	隔月刊	一〇、〇〇〇	（農業課） （農業改良普及協會）	一、般、農、家
農家	の友	A五八〇頁	農家向雜誌	一回	九、三〇〇	（農業改良普及協會）	貿易業者
貿易	北海	B五四頁	貿易事情紹介紙	〃	一、〇〇〇	貿易觀光課	道内商工會議所、貿易協
貿易	速報	B五四頁	貿易事情速報紙	旬刊	五〇〇	交易觀光課	商工會議所及び中小企業
商況	速報	B五二五頁	道内に商法を速報する	週刊	一、一〇〇	〃	單協及び各部落
組合	だより	B五八頁	農協組の趣旨普及	一回	一五、〇〇〇	農業協同組合課	〃
農協	組事報	B五六頁	農協組の情報提供及び通牒等の解説	二回	七〇〇	〃	道内労働組合
北海	勞働	タブ四頁	労働教育機關紙	旬刊	八、〇〇〇	労働教育課	市町村、支廳、土木現業所
災害	復舊	タブ四頁	災害復舊連絡紙	隔月刊	二、〇〇〇	土木部監理課	地方農業委員會
農地	時報	A五三〇頁	農地改革の情報を農地委員會關係者に與える	一回	三、一〇〇	（調整課内） （北海連合會） （保險課内） （民保健團體協議會）	道内、關係事業所
北海道	社會保險時報	B五四頁	健康保險の普及宣傳	一回	四、〇〇〇	〃	〃
北海道	健康保險會報	B五八頁	健康保險事務職員の執務資料	一回	一、〇〇〇	〃	〃
北海	道消防情報報	B五四頁	消防行政連絡紙	〃	一、〇〇〇	消防課	市町村及び道内消防機關
失業	對策月報	B五三〇頁	失業對策の解説	一（回） （算上） （隔月） （一回）	一、三〇〇	失業對策本部事務局	各官公廳、市町村、關係組合
北海道	農業改良だより	B五六頁	改良普及員參考紙	〃	五、〇〇〇	農業改良課内	支廳及び農業改良普及員
青少年	クラブ便り	B五四頁	同右及び青少年クラブ連絡紙	〃	三、〇〇〇	農業改良普及協會	支廳、市町村普及員、全道四クラブ
道稅	通信	B五二〇—三頁	稅務職員の實務參考資料	〃	一、二〇〇	稅務課	支廳、稅務出張所、稅務擔當者
水產	振興會報	A五五〇頁	水產情報を關係者に提供	〃	八〇〇	漁政課内 北海道水產振興會	支廳、水產協組生産團體

開拓新聞	タブ四頁	開拓者向け新聞	〃	六、〇〇〇	拓務課内 開拓協會	全道開拓者
職業補導	タブ四頁	職業補導事業を關係者に周知する	隔月刊	三、〇〇〇	職業安定課内 北海道職業補導事業協會	職業補導所、職安定所、保健指導課内 日本衛生統計協會支部
北海道衛生統計	B五五〇頁	公衆衛生の基礎的數字を關係者に知らせる	一回	八〇〇	統計協會支部	關係事業所、全道市町村、全道保健所
北海道貯蓄新報	B五一五頁	貯蓄の啓蒙宣傳紙	隔月刊	三、〇〇〇	地方課	病院、支廳、市町村
自治短信	B五二五頁	地方行政事務連絡紙	一回	五〇〇	〃	〃

▲第十國會成立法律の概要

第十國會において成立を見た法律の主なるものについて委員會々議録よりその概要を抜萃し、次ぎに參考までに掲載する。

▲地方税法の一部改正について

現行法施行後の實績に鑑み、負擔の合理化及び事務の効率化の見地から若干の改正を必要と認められていたのであるが、先般シャウブ第二次勸告が公表せられ、新税制に對する貴重な批判と示唆があつたので、これらの諸點を參考とし、さしあたり負擔の均衡と徴收制度の改正を目的として現行法の一部が改正せられた。

改正の重なる點
一、附加價值税の改正について

(1) 課税標準である附加價值額の算定方式が現行法では企業の一定期間における總賣上げ金額から他の企業に支拂う支出金額を控除する。いわゆる控除法によることになつてゐるが、青色申告をなす法人に限り、その撰擇によつて、當該期間における所得、給與、利子、地代及び家賃の合計をもつて課税標準とする。いわゆる加算法を採用し得ることとし、法人に對し便宜な方法を許すこととした。

(2) 控除法による場合、本税の實施後に、取得した固定資産については購入代金を一度に支出金額として落し、五年間赤字の繰越しを認めてゐるのに對して、實施前に取得した固定資産については、控除の對象

としてゐないのであるが、かくては企業間の均衡を失ふこととなるので後者にもその殘存價值について減價償却を認め得るよう改正した。その他二以上の都道府縣に事務所等を設けてゐる法人または個人の附加價值額の基礎となる課税標準額について、その分割方法を簡易化したこと、現事業年度または現年度の見込に基く概算申告納付について更生決定を行うことができるよう改正した。

二、市町村民税の改正について

(1) 法人に對する市町村民税は均等割のみを課することになつてゐるのを、新たに法人税制を課することとした。現行の個人に對する市町村民税の所得割においては、配當所得は課税の對象となつてゐないのであるが、これを源泉課税するねらいを含め、かた／＼個人及び法人間の不均衡を是正する趣旨をもつて新に設けた。

(2) 給與所得について源泉徴收の方法を採用することができるとした。一般給與所得者にとつては、市町村民税をまとめて納付することは非常な苦痛を伴ふことであるので、市町村が給與の支拂者に徴收を委託できる途を開いて、所得税に準じた取扱ができるように改正した。

(3) 法人等が一町村に二以上の事務所または事業所を有する場合これらを一納税義務者として取扱ふこと、新たに年令六十五才以上の少額所得者を非課税とした。

(4) 所得割の課税標準として課税總所得金額を採用する場合、財政上特別の必要があれば、總所得金額から基礎控除額のみを控除したもの、

すなわち扶養控除等を行わないものを課税標準とすることができ、所得割の負擔層を廣めることができるようにした、その他納期の變更、報償金の額の引上げ等の改正が加えられた。

三、固定資産税の改正について

(1) 庶民住宅等、國や地方團體の所有する固定資産の使用者に對する課税を廢止することとした。

(2) 償却資産に對する固定資産の免稅點を、一萬圓から三萬圓に引上げその他船舶、車輛等の價格決定權の一部を知事に移し、納期に若干の變更を加え、又固定資産評價審査委員會の委員の定數を十五名まで増員し得ることに改正した。

四、事業税の改正について

法人に申告納付の制度を採用するとともに、二以上の道府縣にわたつて事業を行う法人の課税標準について、分割基準を簡素化して、その徴收の遲延を防止することとした。

五、目的税について

國民健康保險事業を行う市町村は、保險料を徴收して事業をまかなつてゐるのであるが、その徴收成績が芳しくなく、運営困難のため、市町村の一般財政に多大の重壓を加えつゝあるに鑑み、保險料にかえて國民健康保險税を目的税として創設した。

六、その他について

(1) 納税者等が罹災、盜難、休廢業その他所定の事由によつて一時に納税することが困難であるときは、一年以内に限り徴收を猶豫し得る制度を設けて、納税者の苦痛を緩和することとした。

(2) 納税者または特別徴收義務者が滯納した場合その所有する同族會社の株式または出資が換價不能であり、かつ滯納者の財産について、滯納處分をして徴收できないときは、當該同族會社に納税義務を負わせることにして、脱税目的で同族會社を、設立維持することを防止することとした。

(3) 滯納者が差押えを免れる目的をもつて、親族その他特殊關係者または同族會社に故意に財産を贈與し、または不當に低價格で譲り渡し、しかも滯納者の他の財産について滯納處分をして徴收ができないときは、その財産の取得者に對して納税義務を負わせることとし、詐害行為防止をはかつた。

(4) 納税者等が納税管理人を設けずに、當該地方團體の區域内に住所を有しなくなるときは、繰上げ徴收ができるものとした。

(5) 租税特別措置法の改正に伴い、所得税において公社債、銀行預金などの利子及び合同運用信託の利益につき、納税義務者の選擇に従つて他の所得から區分し支拂の際に五割の税率を適用し得るいわゆる源泉摺轉制度が創設せられることとなつたのであるが、その趣旨を徹底するため地方税である市町村民税においても、その選擇された利子の所得については非課税の措置を講ずることに改めた。

▲地方公務員法の制定等に伴う關係法律の整理に關する法律について

本法は第九國會において地方公務員の身分取扱ひに關する基本法である地方公務員法の成立に伴い關係諸法律に所要の整備改正を加える必要が生じ、五つの關係法律すなわち地方自治法、警察法、教育委員會法、労働組合法び恩給法の一部を改正する法律について、それぞれ規定の整備を行つたものであつて改正の主なる點を挙げれば、

一、地方自治法において現行法では、雇用人等、私法上の雇用契約に基く職員について規定を欠いてゐるのであるが地方公務員法がこれらを地方公務員として取扱つてゐるのに應じて、その職の設置、定數及び身分取扱ひについて所要の規定を設けることとし、また地方公共團體の長、議會、議員等の兼職制限の範圍につき「有給職員を兼ね得ない」とあつたのを「常勤職員を兼ね得ない」と改めた。

二、警察法において、都道府縣公安委員會の委員、及び市町村公安委員會

委員の兼職禁止の範圍に關して、地方自治法同様「有給吏員」とあるを「常勤の職員」と改めること、その他所要の改正を加えた。

三、教育委員會法において雇用人について、その職の設置、定數及び身分取扱ひについての規定を新に設ける等の改正を加えた。

四、労働組合法において地方公務員法の制定に伴い不要となつた規定を削除した。

五、恩給法の一部を改正する法律において、地方公務員法によつて設置せらるる人事委員會または公平委員會の事務職員のうち、都道府縣及び特別の事務職員につき、恩給繼續の特例を認める改正を行つた。

▲社會福祉事業法の制定について

現下の社會情勢によつて社會福祉事業は、公的扶助制度の確立とその専門技術化の促進が強く要望され、こゝに新しい社會福祉事業の全分野における共通的基本事項を定め、生活保護等の既存立法に相まつて、社會福祉事業が公明且つ、適正に行われることを確保し、もつて社會福祉の増進を図る目的のもとに社會福祉事業法が制定せられた。

その内容の要點を挙げれば、

一、社會福祉事業を分けて第一種事業及び第二種事業とし、そのおの／＼についてその事業内容を具體的に定義し、なお更正緊急保護法に基て事業及び一定の基準に達しないものは、この法の對象から除いた。

二、社會福祉事業の經營主體についての規定であるが、第一種事業は、國、地方公共團體又は社會福祉法人が經營することを原則としているが、宗教法人、その他個人であつても、許可を受ければ經營することができ、途を開いている。

三、事業經營の準則を定め、社會福祉事業を經營する者のそれ／＼の責任を明確にし、公私の關係を確立した。

四、社會福祉事業に關する共通的な基本事項、その他重要事項を調査審議するため、中央に社會福祉審議會を設置することとした。

五、福祉に關する事務所の規定を設け、都道府縣及び市は、福祉に關する地區を定め、その地區ごとに事務所を設けて、生活保護法、児童福祉法及び身體障害者福祉法に定める、援護、育成又は厚生措置に關する事務を掌るものとした。なお町村及び一部事務組合も福祉に關する事務所を設置することができることとした。

六、社會福祉主事に關する規定を設け、社會福祉主事に關する法律を吸収することとした。

七、指導監督及び訓練の規定を設け、行政の効果的遂行を企圖した。

八、社會福祉法人の制度を創設し、その組織及び運営について一定の基準を定め災害時における緊急復舊に際しては、公の支配に屬する社會福祉法人に對して補助の途を講じるよう規定した。

九、社會福祉事業の經營と寄附募集の規定を設けてこれが適正に行われるようにした。

十、共同募金及び社會福祉協議會の組織及び運営について規定し、共同募金會と、その區域内の公私社會福祉事業關係者の協力による社會福祉協議會との密接な連絡により、福祉事業の組織的活動を図ることとした。

十一、從來の各種課税除外に加えて新に登録税の課税除外の規定を設けた。

▲生活保護法、児童福祉法及び身體障害者福祉法の一部改正について

さきに今國會において制定せられた社會福祉事業法により、社會福祉に關する事務所の制度が創設せられたのであるが、この三法は、いづれもこれに伴つて既存諸機關との調整をはかるための措置を講ずるほか、それぞれば若干の改正が行われた生活保護法の一部改正要點

一、現在市町村長が保護の實施機關とされているが、福祉に關する事務所の設置に伴い、これを福祉事務所を管理するところの都道府縣知事及び市町村長とした。

二、福祉事務所を設置しない町村長の協力義務に關する事項であるが、こ

これらの町村長は保護の實施機關でなくなるわけであるが、緊急の場合には實施機關にて保護を行い、且つ又一定範圍の事項についてこれに協力すべき義務を規定した。

三、費用の支辨に關する事項であるが、現在保護費等の支辨は市町村が行うものとされているが、これを保護を行う都道府縣または市町村が行うものとした。

四、現在保護費等については市町村及び都道府縣がそれ／＼一割ずつを負擔しているが、これを保護費を支辨した都道府縣又は市町村がそれ／＼二割を負擔し、八割を國が負擔することとした。なお又現在居住一年未満の被保護者に對しては、都道府縣がその保護費等の二割を負擔することとなつてゐるが、このような居住期間による差別扱いを撤廢した。

五、現在保護施設は都道府縣、市町村以外は公益法人が設置し得ることになつてゐるが、社會福祉事業法によつて社會福祉法人という特別法人がつくられることになつたので、この公益法人の代りに社會福祉法人が、保護施設を設置し得るようにした。

兒童福祉法の一部改正要點

一、社會福祉事業法による社會福祉事務所及び社會福祉主事に對し一定の兒童福祉行政事務を行わせるとともに、從來の兒童福祉機關の業務内容を明確にした。

二、法人の設置する兒童福祉施設に對し、その修理、改造、擴張または整備に要する費用に對して補導する道を開いた。

三、身體に障害のある兒童に對しても保健所長が相談に感じ必要な療育の指導を行うほか、盲人安全つえ、補聴器、義肢、車椅子等の補装具を交付し、もしくは修理することができようにした。

四、兒童福祉施設の長の親權の規定を整備するとともに、兒童相談所長が家庭裁判所に對して親權の喪失及び後見人の選任又は解任の請求をすることができるようにした。

五、兒童の事後補導の万全を期するため、義務教育を修了した兒童を預つ

て保護し、その自立に必要な指導をすることを目的とする保護受託者の制度を設けた。

六、教護院においては、その目的の特殊性にかんがみ、教護院の長が、文部大臣の勸告の範圍内で必要な學科教育ができるよう規定した。

身體障害者福祉法の一部改正要點

一、身體障害者更生援護機關は現在都道府縣知事となつてゐるのを、福祉に關する事務所を管理する都道府縣知事及び市町村とすることとした。

二、身體障害者福祉司、身體障害者更生相談所、福祉事務所等、身體障害者の更生援護の業務に従事する末端機關の所掌事務を明確にし、それら相互の關係を調整することとした。

三、本法は従前は十八歳以上の身體障害者を對象としてきたのであるが十八歳未満の身體障害兒童については、本法により身體障害者手帳を交付することとした。

四、身體障害者更生援護施設の設置主體は現在國及び地方公共團體となつてゐるが、これを國、地方公共團體及び社會福祉法人その他の者に改めた。

▲漁業法等の一部改正について

昨年三月十四日に施行された新漁業法は、その後二年の間にすべての漁業權を再配分し、漁民自身が新しい漁業秩序を再建する漁業制度の一大改革であつて、現在着々と進み、その最終段階に近づきつゝある。この間における改革の實績にもとづき、本制度改革をより効果的に、しかも圓滑に實施するため、漁業法と漁業法施行法の一部につきそれ／＼改正を加えたのである。

漁業法の改正の要點

一、瀬戸内海における網漁業について、身網設置場所の水深が二十七メートル以上のものは、當然定置漁業として取扱われるのであるが、瀬戸内海のものについては、特に共同漁業權を内容として、漁業協同組合の管理下に置けるよう例外規定を設け、本漁業の適正なる運用ができるよう

に改正した。

二、小型機船底びき網漁業は、戦時中あるいは終戦後、食糧不足のため急激に増加して、水産物を増産し、食糧危機の緩和に大いに貢献したのであるが、その反面、資源の枯渇を招来し、沿岸漁業の秩序維持にゆゑしい事態を惹起している現況である。よつて本漁業處理の根本方針を確立制度改革をさらに強力に推進する法的根拠を規定した。

三、漁業調整を行う際、多くの場合、知事が海區漁業調整委員會の意見を聞くことを要件としているが、このたびの改正で、委員會が解散または定数を欠き、成立しないときには、知事は委員會に諮らず措置できるやうにして、現在實施されつゝある制度改革に支障が起らないやうにした。四、その他入漁權の取得については、その性質上漁業協同組合及び同連合會に限定することを明確にし、あるいは漁業取締りに關する省令、規則の罰則は併科できるようになっているが、漁業法の命令への委任が現在のところ不明であるので、この點を明確にした。又水産動植物の採捕に有毒物を使用することは全面的に禁止してあるが、特に内水面漁業については、調査研究のため主務大臣の許可を得た場合には有毒物の使用ができるやうに、その一部を緩和した。

漁業法施行法の改正要點

漁業權の消滅時期については、政令によつて地區及び漁業權ごとに一括指定することゝなっているが、計畫の進行狀況からして、畫一的に消滅時期を指定することは實情に即さないため、漁業計畫作成に直接關係ある知事がこの事務を行うやう改め、あるいは漁業權補償事務開始の時期についても、漁業權消滅後では、本改革達成の上からも適切でないのでできる限り早く補償額を確定して證券交付ができるやうにした。

▲漁船法の一部改正について

漁船法の一部に次のような改正が加えられた。

改正の要點

一、現行法において動力漁船の建造あるいは改造等については許可の基準を規定しているが、このことは漁業調整上重要な基本的事項であるから農林大臣が必要と認めたことは、都道府縣別あるいは動力漁船の種類別に、その集数もしくは合計總トン数の最高限度及び性能の基準を毎年設定することゝした。

二、漁船の工事完了後の認定について、漁船の建造及び改造については、漁業の種類とか、漁船の大きさ、性能等が許可の條件となつてゐるが、でき上つた漁船が最初の工事許可の内容と必ずしも一致しないので、總トン數五トン以上の動力漁船については、工事完了後、まだ漁業に従事しない前に許可條件について認定を行うやうに規定を設け、常に漁船の正確なる實能を把握して、もつて漁業調整及び取締り上十分なる指導監督ができるやうにした。

三、漁船が登録された後、登録事項に變更があつた場合、登録がえをしなければならないのであるが、この點不徹底であるため、都道府縣知事は三年ごとに登録漁船登録票について檢認を行うやう義務づけ、原簿と實態との合致の徹底を期するほか、從來登録手数料が國の收入であつたものを、地方財政確保の見地から都道府縣の收入に改めた。

▲農林物資規格法の一部改正について

現行法において規定せられてゐる農林物資の規格制定の實施機關について次のような改正が行われた。

その主なる點は

一、現行規定では登録格付を實施する機關は、都道府縣並びに一部の物資について政府機關のみに限定されていたが、乳製品やびん詰、かん詰等の物資については、むしろ民間團體についてもこれを認めることが適當であると云う理由のもとに農林大臣の登録を受けた法人（公益法人）がこれらの登録格付を行ひ得ることゝした。

二、日本農林規格を制定する際の審議機關として、農林物資規格調查會が

農林省に設置されているが、規格の制定にあつて利害關係のある民間人が議決權を行使することは、批判の余地があるので、これを純然たる諮問機關にその性格を變更した。

▲港灣法の一部改正について

港灣法は第七國會において制定せられ、その後港灣管理者の設定について諸般の準備が進められているが、港灣管理者の行う業務の範圍港灣局の委員會の委員の數及び委員の欠格條件等について實情に沿わない點がある、これらの點について所要の改正が加えられた。

一、港灣管理者の行う業務として、入出港届を受理すること、港灣區域及び臨港地内貨物の積卸、保管、荷さばき等の改善について、あつせんすること等を加えた。

二、特殊の港灣については、港灣局を組織する地方公共團體の數まで委員の數を増員することができるとした。

三、港灣局の委員會の委員に、一委員會に一名を限りて關係地方團體の議員がなれるようにした。

四、港灣施設として新たに防潮堤、堤防、突堤、胸壁、船揚場及び港灣施設用地を加えることとした。

五、現行法第四條の港灣局の成立手續に關する規定はその手續の時間的順序や地方公共團體の議決を要する事項の範圍が明確を欠いているのでこれらの點を明らかにした。

六、港灣區域に接續している一定區域内における工事についても規制することとした。

七、外國貿易増進上、あるいは國內産業の開発上特に重要な港灣における港灣工事費に對して國の負擔を高めることとした。

八、昭和二十六年度に設立された港灣管理者に對する港灣工事費の國の負擔について經過規定を設けた。

▲河川法の一部改正について

河川法の一部が次のように改正せられた。

本法一部改正の要點は、河川工事によつて必要を生じた他の工事の費用負擔に關するものであつて、現行法（第三十二條第二項）が工事の目的である工作物の管理者の負擔を原則と規定していたものを、原因者負擔を原則とし、工作物管理者が特にその工事によつて利益を受ける場合にはその利益を受ける限度において、これにその費用の一部を負擔せしめるように改正したのである。

▲土地收用法の全面改正について

現行の土地收用法は明治三十三年に制定せられて以來、何等根本的な改正が加えられていなかった、今日の新しい法律形態としては幾多不備、不適切な點が多々あつたので、これを根本的に改正したのである。

改正の主なる點を挙げれば
一、土地を收用できる事業の種類を明確にするともに、時代の要請に應ずるために新に必要なものを追加して整備をはかつた。

二、電源開發等の要請に鑑み、收用の對象としての土地に關するものほか、水利權、漁業權、その他水の利用に關する權利の收用等に明確なる規定を設けた。

三、土地の收用できる事業の認定は、現行法においては建設大臣がその權限を持つておつたのに對し、建設大臣のほか、事業の種類範圍によつて都道府縣知事も認定し得ることとなるに、必要な場合において、關係行政機關や専門的學識經驗者の意見を聞き、又は公聽會を開くことなどの手續規定を設けた。

四、收用、使用にあつては、調停や和解の方法を設けてなるべく當事者双方の意思の合致を図る方法を講じた。

五、從來の收用審査會の構成や手續が官權的な嫌疑があつたものを改めて收用委員會の組織を民主化するとともに、審査の手續も公開として口頭

陳述によつて當事者の意見を十分に提出せしめる方法を講じた。

六、損失補償については、現行法が専ら金銭による補償に限つておつたのであるが、これを改めて替地や耕地、宅地の造成、物件の移轉、盛土その他の工事の代行など現物補償の方法を設けて耕作者その他土地所有者の保護を圖つた、そのほか當事者間に成立した協議の確認收用された土地以外の土地についての補償、事業を緊急に施行する必要がある場合の措置收用に關連して手数料を徴收する途を開いた。

▲道路運送法について

昭和二十二年法律第九十一號で制定された現行道路運送法を全面改正するものであつて、現行法實施以來の経験にかんがみ、その不備欠陥を是正し、道路運送事業の適正な運営と公正な競争を確保するとともに道路運送の秩序を確立することにより、道路運送の總合的發達をはかろうとするものである。

全面改正の主要點を挙げれば

一、自動車運送事業の種類を實際に即し、事業の地理的な運営形態による分類と、自動車の大きさによる分類を併用して、現在四種類であるのを六種類とした。

二、各種の免許許可、認可等に關する基準を法律に明らかにした。

三、自動車運送事業全般の運賃及び料金について定額制をとり、貨物自動車運送事業については現拂い制をとつた。但しこの制度は物價統制令による運賃統制廢止後實施する。

四、自動車道事業については、高速度交通に對する保安のため検査、管理等の制限を整備したほかおむね自動車運送事業に準じ所要の改正を加えた。

五、國の經營する自動車運送事業及び自動車道事業について、運賃の認可重要な事業計畫の變更等必要な事項に關する特則を廢止し、一般民營との調整をはかつた。

六、自動車運送取扱事業について新たに登録制を採用した。

七、自家用自動車の共同使用、有償運送等について所要の改正を加え、營業類似行爲を取締ることとした。

八、道路運送審議會制度を改正し、委員の定數を現在九十七名から四十九名に減じ、その任命方法を都道府縣知事の倍數推薦の方法をとることとしたほか、委員の身分行爲に所要の改正を加えた。

九、道路運送車輛に關する保安法現を單行法とするため關係規定を削除することとした。なおこの法律を施行するために必要な經過措置を道路運送施行法をもつて規定することとした。

▲道路運送車輛法の制定について

最近自動車の發達きわめて著しく、ために車輛數が急激に増加し、その行動がますます長距離かつ高速度化する反面、車輛の老朽化、車輛不完全等に基因する事故が増大し、また自動車登録において虚偽の申請が増加しつつある現況に鑑み本法が制定せられたのである。

その骨子とするところは

一、自動車の登録制度を整備充實し、自動車の實態把握及び、盜難豫防の徹底を期するとともに、自動車を目的とする私法關係の安全を確保することとした。

二、車輛の構造及び裝置について保安上必要な最低限度の技術基準を設定するとともに車輛検査制度を整備充實して車輛の保安を強化し、その安全性の確保を圖つた。

三、自動車使用者の自主的な車輛整備に必要な態勢の確立を期し、自動車整備事業を認證して、その健全な發達をはかることにより、車輛検査と相まつて自動車保全の完壁を期した、なおこの法律を施行するため經過措置を規定する必要があるので、道路運送車輛法施行法をもつてこれを定めることとした。

▲自動車抵當法の制定について

自動車運送事業の健全なる發達及び自動車輸送の振興をはかるため、老朽車を新車に改めて車輛の保安度を向上すること並にこれが實現を期するためには、金融の圓滑化を確保することが緊急であるが、現在自動車を擔保に供するには、所有權留保または讓渡擔保形式によるほかに、法律上不備があるので、この弊を除去するには自動車の動産抵當制度を設ける必要がある。動産を擔保權の目的とするには、抵當物の同一性の確保と、適當な公示制度を必要とするのであるが道路運送車輛法による車輛及び登録制度は、この二つの條件を十分に充足するので、道路運送車輛法と關連して本法が制定された。

その骨子とするところは

一、道路運送車輛法により登録を受けた輕自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車をもつて自動車抵當權の目的とする。

二、民法の抵當權に關する規定中採用すべきものは、本法に相當の規定を設けた。

三、自動車抵當法特有の規定として、道路運送車輛法の自動車登録原簿に抵當權の得喪及び變更を登録し、對抗力を付與することとした。なお本法施行に當り必要な経過措置並びに各種財團制度との調整については、自動車抵當法施行法に規定することとした。

▲港灣運送事業法の制定について

現下の港灣運送事業は、きわめて不健全、不安定且つ脆弱にして一たび荷動きが減少すると、たゞちに激甚な不當競争を展開し、この事業の重要な施設すら放擲し、混亂と無秩序の中に其倒れの危險に陥る狀況であるのに鑑み、港灣運送事業の健全な發達を圖る目的のために本法が制定せられたのである。

その主なる點を挙げれば

一、事業者の健全性と適格性を確保し、事業の秩序を回復維持するため

事業の種類を明確に定めた上、これを登録制とすることである。

二、公正な競争を確保し、事業の健全な發達をはかるため、合理的な運賃料金制を實施しようとするものである。

三、施設の擴充、合理化をはかるため、この事業に財團抵當制度を確立しようとするものである。

▲森林法の全面改正について

戰時中及び戰後の濫伐と再林造の不振によつて森林が荒廢し、このまゝ放置するにおいては、木材その他の林産物の給源が枯渴して國民經濟の維持發展に大きな支障を與えらるゝもに、治山治水その他國土の保全を阻害したために國民經濟の基礎を危くする誘因となつて誠に憂慮すべき事態の到來が豫想せられるのである。こゝにおいて、森林施業を積極的に改善し、もつて森林の永續培養と森林生産力の發展を圖ることが喫緊の要求となりこれに對應し現行法が全面的に改正されたのである。

その骨子とするところは

一、施業監督主義を廢止して、獎勵の意味が多分に含めたところの施業指定主義ともいうべき方法にあらためた。

(1) 全國の森林を四百三に區分して基本計畫とし、これに更に區分して二千七十一の森林區を設け、行政廳は基本計畫、森林區施業計畫及び森林區實施計畫よりなる森林計畫を作成し、森林所有者はこれに基いて施業することを旨としなければならないものとした。

(2) 民有林を、五反歩以内の自家用採薪炭、採草等の用に供する自家用林、うるし等の特用樹種を主林木とする特用林、保安林その他法令により伐採を制限されている制限林及びこれらのいづれにも屬さない普通林の四種類に區分し、制限林及び適正伐期令級以下の普通林の伐採については、當該森林區の生長量に等しい伐積を限度として伐採の許可制をとり、適正伐期令級以上の普通林の伐採については届出のみを要することとする。なお前者については、木材の需給上特に必要あ

るときは二割以内の増伐を認め、許可の優先順位は法律の規定によることとする。

(3) 保安林以外の森林で人工植栽すべきものには個所及び面積のほか樹種を指定する。

(4) (2)の伐採についての違反者には罰則を適用する。

(3)の造林についての違反には造林臨時措置法による要造林地の指定又は行政代執行法による代執行をなし得ることとした。

二、保安林に關する規定であつて、保安施設地區の規定の新設が主な改正點であるこれは國又は都道府縣が水源涵養、上砂扞止、崩壊防止、防砂防風、防潮等のために、造林その他の維持に必要な事業を行おうとするとき、農林大臣が指定する。

三、土地の使用及び収用であるが、これは現行法とおむね同様の規定とした。

四、森林審議會の新設であつて從來は都道府縣に地方森林會があり、保安林の編入解除及び土地の使用収用に關する裁決についてのみ権限を有していたのであるが、本法では中央森林審議會及び都道府縣森林審議會をそれぞれ設置し、廣く森林に關する重要事項について農林大臣又は都道府縣知事の諮問に應じ、或は建議することができるとした。

五、森林組合及び森林組合連合會に關する規定であつて森林組合は從來の土地組合的性格を排し、協同組合の原理に基いてるのであつて、施設組合及び生産組合からなるものである。組合事業の範圍は主として直接林業に關する面に限られている。又組合の管理、設立、解散その他の規定は一般協同組合とおむね同様であり、森林組合連合會に關する規定も一般の協同組合連合會とおむね同様である。

六、雜則及罰則であつて、雜則においては、林業技術普及員及び林業經營指導員の設置、訴願、都道府縣の費用負擔、國庫補助等の規定の新設が主な改正點である。

七、この法律を施行するために必要な經過規定及び關係法律改正に關し森

林法施行法をもつて規定することとしたが、その主要點を挙げれば

(1) 森林區實施計畫の期間開始前は、舊法による施業案は効力を有し、許可制度發動前に行う、伐採はすべて届出を要することとした。

(2) 舊組合及び舊連合會は定款變更の手續によつてそれ／＼新法令及び新連合會に組織變更し得ることとした。

(3) 伐採制限に必要な低利長期の生活維持資金を農林漁業資金特別會計から融資するため農林漁業資金通法を一部改正した。

▲國有林野法の全面改正について

現行の國有林野法は明治三十二年の制定にかゝる極めて古い法律であつて、制定後の諸情勢の變化に伴い、現今では國有林野の管理處分に關する根據法として妥當な部面が生じておるのに加えて明治四十一年の一部改正により削除條文が極めて多く、法律體裁上も適切を欠いているので、今回全文を改正して本法を制定したのである。

改正の要點を挙げれば

一、國有林野の境界の確定に關する規定を設けたが、これは從來の強權的な境界査定處分を廢して、相手方との協議が整い、或いは相手方の同意があつた場合にのみ境界が確定される旨を規定したのであつて、いわゆる民主的な方法に改められたのである。

二、國有林野の貸付、使用又は賣拂の場合の條件及び優先順位を定めたもので、これは現行法の規定とおむね同様である。

三、國有林野について國以外の者に造林させ、その造林木を共有とし、收益を分収するいわゆる部分林制度に關する規定であつて、部分林契約の内容及び存續期間、造林者の權利義務、契約解除の條件を定めたものでこれも現行法の規定とおむね同様である。

四、現行法の委託林制度に代わる共用林野制度の新設であつて、現行の委託林制度は保護の必要な國有林について市町村又はその一部に保護を委託し得るものとし、その代償として受託者に自家用薪炭材その他の林野

産物を譲與するという考え方があつたが、共用林野制度は國有林野經營と地元の利用とを調整し、土地の高度利用を圖るため、農地調整法の農用林制度の構想にならない、これとおゝむね同様の使用收益の權利を得させるといふ考え方で、使用收益の權利の内容、共用林野契約の内容、存続期間、解除の條件、對價の免除の條件、共用者の地位の得喪その他を定めたのである。

▲國有林野整理臨時措置法の制定について

現在の國有林野のあり方は、その成立の歴史からして、國土保安森林資源の維持、培養その他國有林部事業經營の觀點から、必ずしも合理的ではあるとはいわれない、しかしその根本的な整備は國有林野の本質にふれるばかりでなく、國土の總合利用の問題にも關連するので、慎重検討の上決定すべき性質のものであるが、根本問題は一應別として、實際上直ちに措置し得る部面も存在しているので、國有林野の整備上當面必要な賣拂、交換等の措置を講じ、もつてこれが圓滑な實施を促すため本法が判定された。

その骨子とするところは

國有林野であつて

一、孤立した小團地の國有林野

二、搬出系統の關係により現に孤立した施業を行つてゐる小面積の國有林野

三、民有林野との境界が入り組んでゐるため經營に支障がある國有林野

四、國有林野で、その所在する地方の住民に對し、その自家用に供する薪炭の原木供給する慣行があつたため、現に特別な施業を行つてゐるもの以上のいづれかに該當するものを地方公共團體又はその地方の適當な者に賣拂い、又は交換し或いは民有林の買上を行つて國有林野經營事業の運営を有利にすると共に、その地方の經濟向上に資することを目的として居りその賣拂の相手方は地元市町村を第一順位として、地方財政に寄與すると

ころ多からしめようとしており、又賣拂に際しては十ヶ年の代金延納の特例を認めて都道府縣又は市町村の便を圖ることとした。又その収入金は國有財産の減少を阻止するため、交換差損、隣接民有林買上代金、國有林野經營への投資等に使途を限定しており、更に整備期間を三ヶ年に限定して本法が臨時措置であることを明らかにしておるのである。

▲家畜傳染病豫防法の全面改正について

家畜傳染病豫防法は大正十一年初めて制定せられ、その後累次の改正を経て、特に昭和二十三年に相當大幅な改正が加えられて今日に至つた。しかしその間、新憲法のもと、畜産及び公衆衛生その他各般の事項に互つて行政上諸種の變革が行われ、且つ又畜産事情、特に家畜衛生事情の變化及び獸醫學術の進歩に伴い、現情に即應して家畜防疫の徹底を期するため、現行法の全面的改正が行われたのである。

その改正の要點を挙げれば

一、現行法において明文を欠いていた法律の目的を明らかにするために、その目的を、寄生虫病を含む家畜の傳染性疾病的の發生を豫防し蔓延を防止することによつて畜産の振興を圖るものと規定した。

二、最近における疾病的の發生狀況に鑑み、且つ又獸醫學の進歩に伴つて、法定傳染病の種類及び該當する家畜の種類を追可改廢した。

三、家畜飼養の實態に徴して手當金の交付等、特定の場合を除いては、一般に家畜及び物品等の管理者をしてこの法律における直接の義務者とした。

四、傳染性疾病的の發生豫防を強化するため關係規定を整備すると共に、消毒の實施並に斃獸取扱場及び家畜集合施設に對する制限の規定を新に加えた。

五、家畜の移動證明制度について、現行法においては籍所に過ぎる嫌いがあるもので、これを改善して、家畜防疫の實効を失われない限り規定を緩和することとした。

六、家畜の傳染病の蔓延防止について現行の諸規定を現状に即するように改正し、特に省令で定められた牛馬の所有者は、結核病又は馬の傳染性貧血について都道府縣知事が毎年少くとも一回家施することになつてゐる検査を受けなければならないこととした。

七、獸醫學の進歩と獸醫師の技能向上に對應して、家畜の防疫に關して極力獸醫師を活用することとした。

八、最近における輸出入検査の重要性に鑑み、輸出入検査に關する規定を整備強化して輸出入検査制度の確立に努めることとした。

九、國の都道府縣に對する監督並びに協力に關する規定を設け、兩者の關係を明確にして總合的な防疫體制の樹立を企圖した。

十、規定に従つて屠殺又は燻却その他處分を受けた家畜又は物品の所有者に國から交付する手當金について、適正な損失補償を行う觀點から、交付率及び交付額の最高限度を改訂することとした。

▲産業教育法の制定について

我國の新教育制度の現状を見ると、現在一般に職業教育は甚だ萎縮沈滞してゐる。その原因は多くあるが、問題はやはり主として財政的の面に存するわけで、窮迫した地方財政の現状をもつては、一般六、三教育の確立或は充實さえ非常に困難を見てゐる現在、到底多額の費用を要する職業教育にまで財政的措置の手を伸ばす余裕のないことは當然である。この點に鑑みて職業教育について國が直接財政的補助を與え、その振興を圖り、もつて將來我國の經濟自立に寄與する有爲な國民を育成せんとする目的のもとに本法が制定せられた。

その骨子は

一、國は學校設立者と協力して學校における職業教育の施設、設備の充實を圖り、實業教育の教員の養成等を圖るため、財政的措置を講ずるわけであるが、その際、國と學校設立者である地方公共團體等との關係は學校設立者のほうで、これらの費用を支辯しようとするときに、國もこれ

に補助するという建前としたが、その補の補助率は實情に應じ適宜に決定することとした。

二、國と地方（都道府縣又は市町村で市町村の組合及び特別區も含む）にそれ／＼産業教育についての諮問建議の機關として産業教育審議會を設けることになつた。

▲第十回國會提出法律案經過表

（政議）……政府提出
（議員提出）……議員提出

提出	成立	件名	公布	
			月日	番號
政	昭三、六、二	教育公務員特例法の一部を改正する法律		
〃	五、三	商法の一部を改正する法律施行法		
〃	五、九	經濟調查廳法の一部を改正する法律	昭三、五、三	一五四
〃	五、三	非訟事件手續法の一部を改正する法律	〃	六一八〇
〃	五、四	國家公務員災害補償法		
〃	五、四	國土調査法	〃	六一
〃	五、三	有限會社法の一部を改正する法律		
〃	五、二	日本國有鐵道法の一部を改正する法律	〃	六一
〃	六、五	醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律		
〃	五、二	高壓ガス取締法		

〃	〃	五、六	硫酸アンモニア増産及び配給統制法を廢止する法律		
〃	〃	五、三	地方公務員法の制定に伴う關係法律の整理に關する法律		
〃	五、七		船主相互保險組合法の一部を改正する法律		
〃			外國保險事業者に關する法律の一部を改正する法律		
〃	五、七		保險業法の一部を改正する法律		
〃	五、三		生活保護法の一部を改正する法律	〃	五、三 一六
〃	六、二		兒童福祉法の一部を改正する法律	〃	六、六 二〇三
〃	五、三〇		身體障害者福祉法の一部を改正する法律	〃	五、三 一九
〃	五、六		檢疫法	〃	六、六 二〇二
〃	六、二		國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律	〃	六、二 一五
〃	五、三〇		有價證券の處分の調整等に關する法律の廢止に關する法律	〃	六、二 一五
〃	六、二		ニッケル製錬事業助成臨時措置法		
〃			商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融關係法律の整理に關する法律		
〃	六、二		緊要物資の賣拂に關する法律		
〃	六、四		北海道開發法の一部を改正する法律		
〃			電話設備費負擔臨時措置法		

議	昭二六、五、六	遺失物法の一部を改正する法律、	昭二六、五、三	二五
〃	六、五	モーターボート競走法		
〃	五、三〇	港灣法の一部を改正する法律	〃	六、二 一六
〃	六、二	住民登録法		
〃	五、六	競馬法の一部を改正する法律	〃	五、三 一五
〃	五、八	引揚同胞對策審議會設置法の一部を改正する法律	〃	五、五 一五
〃	五、六	輕井澤國際親善文化觀光都市建設法		
〃	六、二	税理士法		
〃	五、九	河川法の一部を改正する法律	〃	五、九 一五
〃	六、二	産業教育法		
〃	五、一〇	相互銀行法	〃	六、五 一九
〃	五、六	信用金庫法		
〃		信用金庫法施行法		
〃	五、六	農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律		
〃	五、五	訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律	〃	五、三 一六
〃	五、三	民事調停法		

〃	〃	五、五	建築士法の一部を改正する法律	〃	六、二	一九五
〃	〃	五、六	公營住宅法	〃	六、二	一九三
〃	〃	五、五	家畜傳染病豫防法	〃	五、三	一六六
〃	〃		官廳營繕法	〃	六、一	一八二
〃	五、三	地方自治法の一部を改正する法律	〃	五、六	二六〇	
〃	五、三〇	森林法				
〃	五、三〇	森林法施行法				
〃	五、二六	民間學術研究機關の助成に關する法律				
〃	五、三	辯護士法の一部を改正する法律				
〃	五、二六	鐵道敷設法の一部を改正する法律	〃	五、三〇	一六三	
〃	五、三	商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律				
〃	六、二	農林物資規格法の一部を改正する法律				
〃	六、二	住宅金融公庫法の一部を改正する法律				
〃		日刊新聞紙の發行を目的とする株式會社及び有限會社の株式及び持分の譲渡の制限等に關する法律				
〃	六、四	司法書士法の一部を改正する法律				
〃	六、二	理容師法の一部を改正する法律				

〃	〃	六、四	醫師法及び齒科醫師法の一部を改正する法律	〃		
〃	〃	五、三	診療エックス線技師法	〃		
〃	〃	五、三	港灣運送事業法	〃	五、二	一六二
〃	〃	五、三	國有林野法			
〃	〃		國有林野整備臨時措置法			
〃	〃		證券投資信託法	〃	六、四	一九八
〃	〃		國會議員の歳費、旅費及び手當等に關する法律の一部を改正する法律	〃	六、二	
〃	〃	六、二	覺せい劑取締法			
〃	〃	六、一	土地收用法			
〃	〃		土地收用法施行法			
〃	六、五		植物防疫法の一部を改正する法律			

▲行政機構の合理化について

政府は本月十二日の閣議で昭和二十六年度豫算の節約方針を決定したがさらに (1) ドッジラインに基く財政規模の縮小 (2) 給與ベース改訂による人件費の膨張を防ぎ黒字財政を確保する (3) 統制廢止に伴う事務の簡素化等の目的から行政機構の改革についての検討が慎重に論議せられておると傳えられている。行政機構の合理化、能率的運営は中央地方を通じそれは直ちに國民負擔に結びつく問題であり特に地方側としては地方財政窮迫の現状からその動向については十分に注目すべきである。

以上の觀點から最近報道機關によつて傳えられた調査資料並びに世論の一部を御紹介して御参考に供するものである。

一、膨れあがつた公務員 (二六、六、二二讀賣新聞より)

政府は廿一日の閣議で行政機構改革に關する小委員會を設けることになり、一方吉田首相は増田幹次長に三割程度の行政整理を行うため黨としての方針を決定するよう指示したと傳えられる。これらの動きからして減税—行政機構の縮小—人員整理は必至の傾向となつてきた。戦時、戦後を通じ異常な膨脹を示した行政機構および公務員の増加振りは驚くべきものがあり、いまや國民は政府の方針に全面的に賛成し、これが徹底的整理を要求している。では戦後行政機構はどのように膨脹し公務員はどれだけ増加しているか、その現状と問題點を調べてみた。

中央2倍地方16倍

今秋からなし崩し整理

1 通、藏、運、農は七倍強

○ 公務員の現況 行政整理廳は政令諮問委員會に對し行政整理に關する

資料を提出したが、それによると戦前、戦後の行政機關(國鐵、專賣をふくむ)の公務員數は地方公務員を除いて六月現在百四十万二千七十一人と昭和六年の五十九万二千二百七人に比して二倍強の膨脹となり、特に通産、大藏、運輸、農林の各省は七倍以上の大増員となつてゐる(各省別の増加振りは別表参照)

省別公務員數比較

昭和六年																		昭和二年																	
內閣	四、九八〇	宮內	四、六六七	司法	一〇、七五三	外務	三、二八五	內務	一一、五一一	大藏	一四、四八七	文部	二八、六四八	農林	一二、四〇三	商工	二、六八一	鐵道(除現業)	七、一二八	逓信	一九六、九〇一	拓務	三三八	警務	六三、一四九	鐵道(現業)	一九三、三九六	專賣	三三、六〇一	製鐵所	三、二九九	合計	五九一、二〇七		
總理府	一五、三九四	法務	四四、一六四	外務	二、二二八	大藏	八六、四八八	文部	六四、七八四	厚生	四七、五二五	農林	八五、九七九	運輸	一七、三八九	郵政	二八、七九六	電通	二五九、八七四	労働	一五二、八七四	建設	二一、八〇一	警本	一〇、八三九	國鐵	四六、九八七	國鐵	四三、二六三	專賣	四〇、〇〇〇	合計	一、四〇二、〇七一		

○ 地方公務員數 一方戦後著しく變化したのは地方財政である。このため人的規模にも一大變化をみせ六月現在都道府縣において卅三万七千人を數え、これに市町村の百五十八万五千人を加えると實に百九十二万二

千人に達し、このうち常勤でない各種委員を差引いても百卅五万二千人にのぼり昭和六年の九万余に比べると實に十六倍というはなほだしい膨脹を示している。

2 局減つても増加

○ 増加原因 戦後における公務員のこうした激増よりは行政機構の擴大による、この原因としては (1) 戦時中膨脹した機關がそのまま残つた (2) 各種經濟統制が撤廢されたにもかゝらず人員は減少していない (3) 委員會制度の採用によつてこれが亂立した (4) これらの各事務局が重複的な事務をとつてゐる。等があげられてゐる、民主化という建前による機構擴充は敗戦日本にとつてある程度やむを得ないものがあるにしても外地喪失による内地人口の激増が人のために機構を作つた面もないとはいえない、機構の増加を局部數でみると廿四年に機構三割減が一應行われたが六月現在では局こそ減たが部が増加して全體として整理後の二〇二から二一六に逆もどりしており、昭和六年に比して二倍強の増え方だ (カツコ内整理後)

	六年	廿四年	廿六年
局	六八	一四六	八四
部	三一	一一八	一三二
合計	九九	二六四(二〇二)	二一六

こうした公務員を養うのは國民の税金である、公務員一人のほかに扶養家族を平均一人半とみて、公務員數三百万と抑えても七百五十万人となり八千万國民でこれを割ると十一人で一人の公務員を養つてゐるというのが現状だ。

3 整理による廳費節約

○ 豫算と人件費 豫算面における人件費の割合はどうか、廿六年度豫算でみると、一般會計六千五百七十四億圓のうち人件費は七百五億圓で約一〇%、特別會計(運輸、專賣をふくむ)一兆二千四百五億圓のうち六百四十二億圓、約五%と表面上豫算に占める割合は低率だ、しかし人件

費以外の項目で物件費その他に含まれてゐる人件費的豫算を洗えば相當のパーセンテージとなる。行政管理廳および大藏省ではこの點についてつぎのように説明してゐる。

一 整理により浮く人件費は少いがこれに付隨する廳費の節約は大きい
二 また大幅の事務縮小こそ官廳事務の能率化を促す、人件費物件費の割合はつぎの通りであるが、特に政府機關にあつては人件費が同機關總額の六〇%を突破してゐる。(億圓、カツコ内%)

	廿四年度	廿五年度	廿六年度
一般	人件費 三七三 物件費 四三八 總額 七、〇四六	人件費 (八・一) 物件費 (六) 總額 一、一七〇 五、五五〇 二四、〇七三	人件費 (四・一) 物件費 (二・三) 總額 八七九 一、五八五 六、六一四
特別	人件費 六二二 物件費 (二・六) 總額 一六、九七六	人件費 七〇五 物件費 二、〇一四 總額 六、五七四	人件費 六四二 物件費 (三・〇) 總額 五、〇四四 一二、四〇五

4 掛け聲ほど上らぬ實

○ 第一次整理 第三次吉田内閣は組閣早々懸案の行政整理を現業二割、非現業三割の割合で實施したが、除外例もあつて總員數百六十四万七千四百三十五人のうち國鐵十二万、郵政、電通五万、企畫官廳六万計廿三万人に止まり、整理率は一割そこ／＼という結果に終つた、このことは整理の實際がいかに難しいかを實證してゐる。

○ 問題點 第二次行政整理は平均三割ということになつてゐるが大藏省

などは各省に率先する意味で國稅關係（六万人）などで五割の減員を考へてゐるようだ、いま豫想される方向は

一 豫算定員と實働員の間に三割の差があるので新規採用を中止して極力減員をはかる。

二 待命休職などの措置により希望退職者を募る。

三 長期欠勤者（全體の一割）の整理（全部整理の對象とならないが、狀況に應じて自然退職とする）

こういった順序でなるべく公務員の風當りを避ける方法をとる今秋から長期にわたり漸進的に手をつけようというのが今回の特色といえよう、しかし直接の出血はある程度（二割）避けられない、特に治安關係、學校教育は除外しているし一律に各省何割という規格は各省の特殊事情から不可能であるとすれば結果的には今回の整理も第一次整理同様の範圍に止まつてしまふおそれが多い、従つて整理に當つてはアメリカのフーヴァー・コムミッションのような制度を設置して徹底した行政整理案をつくることと轉職對策をたてるべきだとする聲が高い。（Y・S）

二、人員整理は大膽にやれ

（二六、六、一八 讀賣新聞より）

政府は十月ごろを期して各平均三割の人員整理をやることになつたといふ。この内閣は組閣早々の一昨年春にも非現業三割、現業二割（豫算定員）の行政整理をやつてゐるから、こんどは二度目の大幅整理である。前回の時もそうだが、今度も同時に思ひ切つた行政機構の改革を並行して行うことになつてゐるから、兩々相まつて行政簡素化の上に相當の効果を擧げ御るものと期待される。

この行政整理は、これが現内閣の選舉以來の公約だから、という點を別にしても、國民一般がこれを腰倒的に支持することは間違いない。それはもちろんそう深い理論的根據に基くものではなく、多くは感情的なものであるが、しかしどう考へても中央地方を通じて役人の數が多すぎる、といふのは國民一般の共通した確信である。

現在役人の數は中央各省だけで八十七万五千余、都道府縣の一般職員が廿三万八千これに教育關係や各種委員を加えると卅三万七千、市町村の一般職員が卅四万一千、教育、警察、委員を加えると百五十八万五千という數字に上つてゐる。これを十年ばかり前にくらべると基礎數字のとり方で色々違つてくるが大體二倍から三倍の増加である。増加の原因としては、戰時中から引つゞいた統制事務の激増、戰後特に占領軍の勤告で増加した厚生關係事務の増加、戰後の復員その他による人口の急増と交通、通信機關の破壊を人力で補つた點での急増人口の自然増に伴う相對的增加等が考えられる。ところがこれらの主だつた原因は、經濟統制の大幅な解除、交通通信機關の復舊等でその大半が除かれたにも拘らず官廳の繩張り根性や勞働政勢などで依然として膨れたまゝの人員を抱へてゐること自體が不合理である。一昨年の行政整理でも實際に整理されたのは一割余に過ぎないのだから、まだ一割の整理の余地が澤山あることは疑いない。政府が一大勇猛心をふるつて、大膽にこれを敢行することを希望するものである。

たゞこの際政府の注意を喚起したいことは今回の行政整理が、單に給與ベースの引上げと均衡豫算ないしは財政規模の縮小という矛盾する要求を調和させるため、苦しまぎれにそのシワを人員整理に求めたような感ぜを與へてゐることである。政府は一方に國家公務員法という罷業禁止の武器を持つてゐる上に、各種の客觀的條件は恐らく今度の整理に對して一昨年の時のような整理される側の實力的抵抗を心配しないで済むだろう。しかしそれだからといつて整理が單に三割という理論的に何等の根據のない腰だめの數字で行われてよい、ということにはならない。やはり整理される側も一般國民も納得する合理的根據がなければならぬ。しかもその合理的根據は必ず發見出來るはずだからである。

それには先ず政府が一方で近代國家としての機能を發揮する上に事欠かない行政機構を整えた上で、これに配置する最小限度の人員を割出すことと、地方で現在の複雑龐大な行政機構の縦の關係、横の關係でのムダや各部局の人員のムダや運用のムダを精密に調査してこれをハツキリつかむこ

とである。この調査機關は質量共に相當のスタッフを必要とするから、一時的には費用節減にはならないが、中央、地方を通じて行政事務の執り方を根本的に再検討すれば、必ず大きなムダを排除することが出来るばかりか、行政機構や地方制度の改革のうえに不可欠な資料を提供することになる。

要するに行政整理は單に財政上の必要からばかりでなく、飽くまでも簡素であると共に合理的であり、近代福祉國家としての使命を果すうえで事欠かぬものである事が第一である。むしろそれがためにこそ整理が行われるのでなければならぬ。日本の役所の現状は、機構を縮小して入員を減らせばそれだけ人民の受けるサービスが減少する程合理的に編成運用されてはいないからである。

三、「安あがりの政府」を作れ (二六六、一四東京新聞より)

政府は、講和前に、行政機構の改革し、更に人員を整理して事務の能率化を圖りたいと言つてゐる。そして、そのため臨時國會にできるだけ各省設置法の改正案を提出する計畫だと傳えられる。まことに結構なことだと思ふ。しかしながら、それは、歴代どの内閣も一度は考え實行を思いつたのであるが、ほとんど例外なしに、口頭禪に終るのが常であつた。はじめは泰山も鳴動するかと思われるほどの意氣込みを示すが、遂にネズミ一匹でないのがオチであつて、國民からみた場合、どれもこれも失敗の記録しか残していない。従つて、この問題がとりあげられる毎に、國民の間からは「又か」という感じが先きになつて余り氣乗りがしなかつたのも當然であらう。だが、それではいけない。これまでの例がたとえあらうと、現實に日本が獨立するときを機會に、積極的にこれを推進しようとする政府の考えがハッキリしている以上、われわれは大いにこれを支持し、かつ協力してやる必要がある。

役所の機構がだれにも判り易く便利で、しかも能率的で親切なうえ、われわれの負擔が輕くて済むいわゆる「安あがりの政府」ということになる

ならそれは同時にわが國の國力を増進するもので、何人も心から願つてゐることにほかならない。それだけに言うは易いが、實行は難かしい、聞けば、總理府を擴充し、治安機構を増強するほか、外務省の充實と法務府の省への轉換を行い、建設省や厚生省を分離統合して、政府機構の簡素化を圖り、自然の形で定員の整理減少を促進し、中央、地方を含む公務員八十五万のうち廿七万を減らす方針だという。もとより機構の改革という點には余り問題はないようだが、それに伴う行政整理の面は、機構とのつながりにおいて、政治的考慮の余地は少いというものの、今日就職難のはげしい折柄、公務員三分の一の失業者を出す點に重大な社會問題があり、こゝにその處理をめぐつて最大の難關があるといえよう。

事實、これまで、幾度か仕損じて來た行政整理は、いつもこの面で行詰つたのであつて、今回だけ例外だということは考えられないであらう。しかし、これを失業對策とのにらみ合せにおいて同時解決の見透しがないからといつて徒らにためらつてゐたならば永久にその目的の達成はできないであらう。非能率の代名詞に「お役所仕事」というのがあるが、いわば役人が多過ぎるところからきた弊害だといわれている。してみれば、この際整理される公務員の就職に對する問題は別途に考えることとして、政府は斷固所定の方針を強行すべきであらう。最近、一般の官吏は、上の押えが利かなくなつたためか、以前よりは一層事務能率が落ちてゐるようである。繁文、繁文、繁文とナワ張り争いが、役人の多いことからくる責任體制の不明確と重なり合つて、いよいよ能率をガタ落ちさせてゐるのである。これは結局、行革に併行する行整によつて肅清メスを能率化に向けるほかないわけだ。

思うに、國民生活の一切を、政府の干渉によつて運営されるということとは民主主義の根本に反する。政府や役人は大綱と必要やむを得ぬ點だけの面倒をみるに止めその他のことは舉げて國民の自由に任せざるべきである。そこにおのずから新しい日本の行政的あり方が規定されなければならないであらう。しかし一方、行政による大量の失業を轉換配置する工夫につ

では飽くまでも徹底的な努力を怠つてはならない。例えばそれがひとところ見られた戦災のガレキ整理のように、たゞ各家庭の周邊から街頭に移しただけでは意味をなさない。恐らく事務的労働以外むかないであらうこれ等の人々のため、新たな職域の編成が効率的に考えられねばならない。

即ち、日本に最も欠けている各種部門の総合的調査機關による利用更生の方法などは、明かにその一つと言える。これを要するに、政府はよろしく、國民がまたしても「今度のよもやにひかされた」とする失望を繰返えさぬよう心して斷行すべきである。

四、行政整理に賛成 われ等の税を軽くする爲に

(二六、六、一九 東京新聞より)

吉田内閣の行政整理論は余程前から聞かされていたがいよいよやるという風に報道されているから、われわれは素直に賛成する、中央、地方を問わず、行政組織はふくれたまゝ、あるいは戦後、擴張したもののさえあり、四ツの島に閉息した日本國としてはなほ不釣合である。何だか、斜陽族になつたに抱らず、三太夫や小間使いや書生や門番をいまだに置いて威儀を張つていようでもある。

日本國は引越せないが、斜陽族になつたら、大邸宅を賣つて借家なり、田舎へなり引越して、使用人は整理すべきだ。使用人を解雇するのは忍びないからと言つて、斜陽族の邸宅を會員組織の料理屋、集會所になっている所もあるが、經常的な會費を出してくれる篤志家が存在することを前提せねば、これは成り立たぬ。日本國に左様な篤志家があつて、使用人たる役人を養つてくれる氣づかいはない。みなわれわれの税負擔で養わねばならぬ。

四ツの島に閉息して外地關係の仕事がなくなつただけではなく統制が撤廢されて統制事務のために澤山の役人が必要とした事情が無くなつた。然るに、逆に係りを課に、課を局に昇格させて無用に煩雜化し、膨大化してしまつてゐる。地方は前には大縣でも四部長制であつたのが、いまは副知

事を三人も四人も置き、部長は十何人もいるという始末である。いつそ縣などやめて仕舞うのが最も徹底的だと思うが、それにしても簡素化することとは最小限必要である。

われわれは税負擔をモツト、輕くしてもらわねばト、デモやり切れぬ。負擔の公平もさる事ながら絶対額を減してもらいたい。だから行政整理は徹底して實行せねばならぬという論理的歸結を強く主張するものである。

失業した役人の始末は別に考慮すべきで、失業させない行政整理などはありません。産業政策に依つて失業者を吸収する事が本筋であるが、過渡期には失業手當を出す事は覺悟すべきだ。行政整理は徹底して行へし。

(六三亭)

地方行政疑義問答

○考查特別委員會の運営について

(昭二六、三、一六地自廳發第六二號)
札幌市議會事務局長宛行政課長回答

問一、本市議會考查特別委員會に關係人の喚問をしたが、その者が議員であつた場合の發言が委員を侮辱し又は無禮の言葉を使用したとして、委員より所定の手續を経て懲罰要求があつた場合は、その關係人(その者が議員である)を懲罰の對象となるか。

一、第一項の關係人である議員が、もしも請願受理の事務的責任者である議長であつて、本考查委員會の事件が請願に關連する事件であり、又個人の場合もあるときにおいて、その發言の個々によつて個人公人とそれぞれに解すべきか、又總て公人と解すべきか。

三、議長に對する不信任案については、地方自治(昭和二十三年十一月號、五〇頁地發第六一七號自治課長回答)の通り解してよろしいか。

四、請願に關連する不正行為がたまたま考查委員會の事件としてとり上げられた場合その事件は直接間接的何等關係しない紹介議員が考查委員を除斥さるべきか。

ロ 前述の理由で除斥されることは、例えば全議員が紹介した時にその請願は審議不可能となるので、除斥の対象とならぬと思うがどうか。

答一、懲罰の対象とはならないものと解する。

二、第百條の規定により出頭を命ぜられた關係人としての發言は、議會の構成員たる議員の發言とは認められない。

三、お見込み通り。

四、單に請願の紹介をしたことのみをもつて、當該議員がその請願に關する事件に關して除斥されることはない。

○議會運営の疑義について

(昭二六、三、一九地自行政第六五號全國都道府縣議會議長會事務局局長宛行政課長回答)

問一、地方自治法第百三十八條第六項には「事務局長及び書記は議長の命を受け議會の庶務を掌理する」とあるのみで事務局長の職務權限については何等具體的に規定されておらないので、議會の庶務を掌理するには總て議長の命を受けなければならないことになつておるが、公職選舉法第三十三條による議員の任期満了による一般選舉が行われたときは、新たに當選した議員により議長の選舉が行われるまでは、議長及び議長の職務を行う者はない。

一面、議會の招集權は地方自治法第百一條により長の專權に屬し都道府縣の場合は原則として、招集は開會の前七日までに告示しなければならぬので、この場合は少くとも最短七日間又同法同條第二項による議會の解散に因る一般選舉が行われた場合は、最長四十七日間はいずれも議長又はその職務を行う者がないこととなる。

この空白期間における議會の庶務を事務局長が掌理することができるか。

右に對して、事務局長は、單なる各種縣政に關する事實調査を行う程度のことは差支えないが議長名を以て處理すべきものは總てでき

ないとの説もある。

二、事務局條例に、前問空白期間中は「事務局の庶務(局務)局に限り事務局長をして議長の事務を代行させる」旨の規定にすることができるか。

本件については事務局設置條例中に右規定をすることは適當であろうか、事務局の設置が既に法定されている今日では、右規定を事務局條例中に挿入することは不適當である。事務局の庶務については議長に全面的な指揮監督權があるから、議長の機限を以て處務規定を制定し、それによるべきだとの説がある。

又一説には、議長が欠けたとき、又は事故のため議長及び議長の職務を行う者がないといえども、議會及び事務局は存在し、その事務は一日もゆるがせにすることはできないので、事務局長をして代行せしむるは當然であるけれども、この場合、訓令的な處務規程に委すべきでなく、その根據は條例に因るべきだとの説もある。

三、議決機關の補助職員たる事務局長及び書記と、執行機關たる知事の補助職員たる縣吏員と、この性格の異なる兩者の定數を一の條(例えば「〇〇縣職員定數條例」の如き)で規定することは適當であるかどうか。

右に關しては、事務局職員といえども等しく縣職員であるから、その定數を縣職員定數條例で規定しても何等差支えなしとの解釋もある。

四、地方自治法第二百四條には、議會の書記長(事務局長)及び書記長等に對して支拂う給料、旅費の類並びにその支給方法等は條例で定めなければならない旨規定されておるが、同法附則第九條には議會事務局の職員については何等の規定がない。然るに委任命令たる施行規程第五十六條同第五十八條にはこれが規定されておるが如何なる理由によるものであるか。

答一、議會の庶務を掌理することはできるが、縣政に關する調査を行つたり、議長の權限に屬する事務を處理したりすることはできない。

二、「議長の事務を代行させる」の意義が必ずしも明らかでないが、議長の権限に属する事務を事務局長に委任し（但し、地方公務員法第六條第二項の規定に基く場合はこの限りでない）又は、事務局長が、議長を代理するような規定を設けることはできない。

三、後段お見込の通り。

四、議會の事務局長、書記長及び書記については、法第七十二條第四項並びに同條同項を準用する第九十三條及び第二百一條に相當する規定がないので、法附則第九條においては規定しなかつたものである。

○教育委員會が訴訟を行う場合の議會の議決について

（昭二六、三、一九新潟縣教育委員會宛行政課長電信回答）

問（縣）教育委員會が（市町村教育職員の免職事件につき）原告として訴訟を行う場合地方自治法第九十六條第十號を適用し議會の議決を必要とするや差懸り疑義あるにつき折返し返待つ。

答 電照の件必要でない。

○教育委員會送付の豫算について

（昭二六、三、一九野田市議會事務局長宛行政課長電信回答）

問 議會は教育委員會送付の教育費豫算を減額して議決することは差支えないと解してよいか。なお、教育委員會法第五十八條の（修正）とは（増額修正）と解してよいか。

答 電照の件前後段ともお見込の通り。但し長の發案權は侵害できない。

○監査の結果報告について

（昭二六、三、二六地自治法第九十八條第二項により普通地方公共團體の議會が監査委員に對し當該普通地方公共團體の事勢に關する監査を求めその結果を請

求した場合監査委員はその結果を左記の一及び二の何れにより處理すべきものなりや。

記

一 議會にのみ報告すればよい。

二 地方自治法第九十九條第六項により所轄行政廳又は議會及び長に報告し且つこれを公表しなければならぬ。

答 議會及び長並びに關係のある選舉管理委員會、公安委員會、教育委員會その他法令又は條例に基く委員會又は委員に報告し、且、公表しなければならぬ。

○選舉管理委員會の補充員について

（昭二六、三、二七地自治法第七六號下關市議會議長宛行政課長回答）

問一、選舉管理委員會の補充員が退職しようとするときは、何人に對して意志表示をすればよいか。

二、補充員が現職のまま普通地方公共團體の議會の議員の選舉において立候補の届出をなすも差支えないと解してよいか。

三、地方自治法第八十二條第二項の規定によると、補充員がすべてなくなつたとき普通地方公共團體の議會においてこれを選舉することになつておるがなくなつたことを議會は、いかにして知るか。

答一、委員長に届出て退職しうるものと解される。

二、公職の候補者となることができる。

三、議會は、選舉管理委員會の委員長として、委員又は補充員に移動があつた場合は、その都度議會に通知するようあらかじめ取りきめておくべきものと存する。

問 地方自治法第九十八條第二項により普通地方公共團體の議會が監査委員に對し當該普通地方公共團體の事勢に關する監査を求めその結果を請定について

（昭二六、三、二八地自治法第九十八條第二項により普通地方公共團體の議會が監査委員に對し當該普通地方公共團體の事勢に關する監査を求めその結果を請

問 市議會議員が市の事業又は市で経費を負担する事業の請負契約をなし又はこれに關與することは得てして市民の誤解を招き易いので、こうした誤解を未然に防ぐため地方自治法第百四十二條の規定により普通地方公共團體の長が禁止せられてゐるような趣旨の條例を制定したいと考えるが差支えないか。

答 設問の如き内容の條例を制定することはできない。なお、契約の内容を知り得る立場にある者は、競争入札に加わることができない旨の規定を財務規則中に設けることは差支えないものと解せられる。

○地方自治法第百七十六條第五項の疑義について

(昭二六、四、二六地方自治廳行政課長前報)
(回答北海道議會事務局局長宛行政課長回答)

問一、地方自治法第百七十六條第五項により長が議會の議決無効確認の訴をなした應訴につき議會の議決を要するか、差掛りたる事件あり六日迄電報にて回答乞う。

答一、電照の應訴の件お見込みの通り。

○地方自治法第百七十六條第五項の疑義について

(昭二六、六、五法務府法意一發第三〇號北海道)
(道議會事務局局長宛法務府法意見第一局長回答)

問一、普通地方公共團體の長が地方自治法第百七十六條第五項の規定により議會を被告として裁判所に告訴した場合に、議會がこれに應訴するために、特にその旨の議決をなす必要があるか。

答一、お尋ねの場合には、特に議決を必要としない。

(理由) 地方自治法第百七十六條第五項に規定する訴訟は、普通地方公共團體の機關たる長と議會との間における一種の機關争訟であつて同法によつて議會の議決事項の一とされている「普通地方公共團體がその當事者である……訴訟」(同法第九十六條第一項第十號)の中には含まれないことはいふまでもない。また、長からこのような訴が提起された場合に、議會がこれに對して應訴するためには特にその旨の

議決をなすべきことを要求している法令の規定も存しない。

一方、この訴訟において、議會の訴訟行為が誰によつてなされるかを考へてみるに、地方自治法の上においても、民事訴訟法の上においても、直接この訴訟を對象とした明文の規定は設けられていない。しかし、民事訴訟法第五十八條及び同條によつて準用せられる同法第四十六條本文の規定によると「法人」または「法人ニ非スシテ其ノ名ニ於テ訴ヘ又ハ訴ヘラレルトヲ得ル社團又ハ財團」すなわち「法人ニ非サル社團又ハ財團ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノ」(同法第四十六條)一が訴訟當事者となる場合には、當該訴訟に關する訴訟行為は、前者によつてはその代表者、後者によつてはその代表者または管理人によつてのみ行われ得る旨定められており、しかしてこの民事訴訟法の規定は、行政事件訴訟特例法第一條の規定ないしはその規程の趣旨からいつて、當然お尋ねのような訴訟の場合にも適用ないしは準用せられるべきものであるから、議會の代表者たる議長は當然その議會の訴訟行為を遂行する能力を有するものと解するのが相當である。従つてお尋ねの場合に議會が應訴するには特にその旨の議決をなすことは必要でないものと解する。

○地方自治法第百七十六條第五項の疑義について

(昭二六、五、二五地方自治廳第一三二號)
(北海道議會事務局局長宛行政課長回答)

問一、地方自治法第百七十六條第五項により長が議會の議決無効確認の訴をなした場合議會は被告となつて應訴するに當り議會の議決を要する旨四月二十六日電報御回答を得たが、尙至急その理由を御回答願ひたい。

答一、御照會の場合の訴訟當事者は、地方公共團體ではないのであるから法第九十六條第一項第十號の規定には該當しないが、合議體たる議會の訴訟行為については、その議決に基き決定せられた機關意志の下に議長が代表して行ふべきものと解せられる。

圖書室だより

◎ 新購入圖書紹介

圖書名
 日本職員錄 昭和二十六年版
 人事行政概論 (上)
 地方自治と出納
 新會社法論 (上)(下)
 改正會社法
 株式會社法解説
 會社法の諸問題
 會社法
 六法全書 昭和二十六年版(有斐閣)
 金融講話
 經理用語辭典
 人民と友とは何か
 日本國憲法原論
 政治五十年
 行政委員會
 昭和經濟史
 經濟講話
 T・Mケインズの經濟學

著者
 人事興信所
 モンシヤール
 スター
 宮元誠二雄
 大森誠二雄
 田中誠二
 岡咲恕一
 鈴木竹雄
 石井照久
 田中耕太郎
 西島彌太郎
 我妻榮
 宮澤俊義
 末川博
 波多野鼎
 佐藤孝一
 レーニン
 美濃部達吉
 入交好脩
 東大社會科學
 研究
 榊西光速
 土方成美
 D・ディラード

海外市場の現況と日本の貿易
 アメリカ文明と労働
 源氏物語 (1)
 大開物記 6/11
 世界の經濟
 權威と個人
 人事行政例規集 (國家公務員編)
 (地方公務員編)
 民主資本主義の將來
 現代社會の諸問題と宗教
 二十世紀のフランス文學
 學界の事典
 西歐民主主義
 戰争まで
 ベン・ハー
 アメリカの農業
 アメリカの飛
 夜間飛行
 善魔
 母親
 混沌堂雜記
 混沌堂雜記
 教育界人物地圖
 少年の時期
 青年の時期
 講和を前にして
 フランス映畫史

經濟安定本部貿易政策課
 エルトン・メイヨ
 谷崎潤一郎
 吉川英治
 除野信道
 パートランド・ラッセル
 人事行政學會
 ハワード・パターソン
 西谷啓治
 佐藤
 京都大學新聞社
 春秋社編集部
 中村光夫
 ルー・ウォーレス
 岩波書店編集部
 サン・デクジュベリ
 岸田國士
 波多野完治
 石山脩平
 金森徳次郎
 上田庄三郎
 波多野勤子
 谷口雅春
 安藤正純
 飯島正

世界の映畫 日本宗教史 三國志 1/14 若き母に贈る 谷崎潤一郎作品集 第一卷、第七卷 芥川龍之介 第一卷、第四卷 私の生活技術 人間の研究 左の面々 救われざるの記 源頼朝 (上) 經濟學散步 外交五十年 會呂利新左衛門 帝王の二十四時間 ローマの女 (上下) 新平家物語 第一卷 畫 手紙・園遊會まで 大宰治作品集 第一卷、第六卷 石川啄木作品集 第一卷 宇宙戦争 人間解放 實說艸平記

比屋根安定 吉川英治 伊福部敬子 谷崎潤一郎 芥川龍之介 アンドレ・モロワ 今 日出海 荒畑寒村 山本茂實 吉川英治 大内兵衛 幣原喜重郎 尾崎士郎 山名正太郎 アルベルト・モラヴィア 吉川英治 ジョセフ・ケツセル サマセツト・モーム 大宰治 石川啄木 H・G・ウェルズ W・H・ノルマン 内田百閒

『戦後派』の研究 ビジネス談話術 星は地上を見ている (上) 建設統計年表 昭和二五年版 永井荷風作品集 第六卷、第九卷 宮本百合子全集 第五卷 私の人生觀 女教師の教室記録 天皇の幃子 日と夜の記 青春・戀愛・藝術 ◎各官公廳及びその他寄贈圖書

思想の科學會 清水正巳 A・J・クロニン 建設省管理局 永井荷風 宮本百合子 賀川豊彦 四谷靜江 今朝香千賀子 福田清人 贈呈先 行政事務實態調查報告書 北海道總務部地方課 北海道總務部知事公室行政調査課 綜合經濟 第四卷、第五號 北海道綜合經濟研究所 旬刊弘報 32、33 北海道弘報課 厚生廣報だより 三卷十號、十一號 厚生省圖書館 婦人勞働統計資料 5 勞働省圖書館 婦人勞働資料 6 勞働省圖書館 アメリカの政黨 外務省圖書館 日本占領及び管理重要文書彙(第六卷、外國人篇) 外務省圖書館 Referench Documentson United States Affairs (1950) 教育調査 三四月合併版 文部省省圖書館 教育委員會月報 四月號 文部省圖書館 業務月報 二、三月號 特別調達廳圖書館

歐文圖書目錄 追録3

矯正保護統計月報 四月

本道農家に於ける潜在失業人にと・三男對策實態調査 北海道開拓部

電氣試験所彙報 第一五卷第五號 電氣試験所

電氣試験所研究報告 第五二一號 電氣試験所

電氣試験所調査報告 第一三七號 電氣試験所

世界月報 第五卷第一二號第六卷第一二號 外務省調査局

農家の友 六、七月號 農業改良普及協會

人事院月報 第一四號 人事院事務總局廣報局

本道労働者の勤続年數調査 北海道立労働科學研究所

北海道労働經濟 16 北海道立労働科學研究所

道税通信 第五、六號合併號 北海道總務部稅務課

根室の農業 北海道立農業試験所

勞働力調査報告 34 總務府統計局

講演 第六九二號 全國議長會事務局

昭和二十五年本道労働經濟の推移 北海道立労働科學研究所

北海道町村會報 第六號 北海道町村會

條約集 二十集八六十八卷 二十九集十卷 外務省、圖書館

學徒厚生資料 十集 文部省、圖書館

昭和以降における日本の重工業 (調査資料第四集) 通商産業省圖書館

肥料工業と日本農業 (第五集) 第六集

井上財政と商工政策 (第六集) 第九集

石炭礦業における合理化 (第七集) 第十一集

中小企業の租稅負擔 (第十二集) 第十二集

企業と銀行 (第十三集) 第十三集

インドネシアの産業貿易事情(調査資料第十七集) 第十七集

インドの經濟事情 (第十八集) 第十八集

通産統計月報 第四卷第五號

調査報告 第五十八號第六十號

資料だより 第二十八號

電通しんえつ 第十九號

施設 第三卷第四號

魚と卵

定數原簿

勞働能率因に關する試行調査(一)

道民經濟における賃金の役割

北海道教育月報 第二卷第三號

室蘭市議會弘報 第五九二編

鐵道弘報 第五九二編

通省産業省圖書館

電氣通信省圖書館

北海道水產孵化場

北海道總務部人事厚生課

北海道立労働科學研究所

北海道立労働科學研究所

北海道教育委員會

室蘭市議會事務局

日本國有鐵道總裁室文書課

昭和二十六年七月二十日發行

北海道議會時報 第三卷 第七號

編集 北海道議會事務局調査課

發行 北海道議會事務局

電話②一、八二〇番